

号)に基づく財政再建団体である県(以下「財政再建団体」という。)が開発促進計画に基づく事業で当該財政再建団体に係るもの実施するため財政再建計画に変更を合理に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当つて、これらの事業の実施が確保されるよう特に配慮しなければならない。

2 前項の規定は、開発促進計画に基づく事業を実施する県で財政再建団体以外のものが地方財政再建促進特別措置法第二十二条第二項の規定により財政の再建を行なう場合においては、当該県について準用する。

附 則

(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

(国の負担又は補助の割合についての特別措置)
開発促進計画が作成された場合において、四国地方の県に係る当該開発促進計画に基づく事業のうち重要なものに要する経費に係る国費又は補助の割合について、当該事業の実施の促進上特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

(総理府設置法の一部改正)
第九条に次の一号を加える。
四国地方の開発の促進に関すること。

3 総理府設置法(昭和二十四年法)

号)に基づく財政再建団体である県(以下「財政再建団体」という。)が開発促進計画に基づく事業で当該財政再建団体に係るもの実施するため財政再建計画に変更を合理に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当つて、これらの事業の実施が確保されるよう特に配慮しなければならない。

2 前項の規定は、開発促進計画に基づく事業を実施する県で財政再建団体以外のものが地方財政再建促進特別措置法第二十二条第二項の規定により財政の再建を行なう場合においては、当該県について準用する。

3 前項の規定は、開発促進計画に基づく事業を実施する県で財政再建促進特別措置法第二十二条第二項の規定により財政の再建を行なう場合においては、当該県について準用する。

律第百二十七号)の一部を次のように改定する。

第十五条第一項の表中九州地方開発審議会の項の次に次のよう開発審議会の項の次に次のように加える。

四国地方開発促進法(昭和三十五年法律第十九号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこ
--

理 由

四国地方における資源の総合的開發を促進し、国民経済の発展に寄与するため、四国地方開発審議会を設置し、四国地方開発促進計画を作成し、これに基づく事業を円滑に実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費としては、約百円の見込みである。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。国土総合開発特別委員長寺島隆太郎君。

〔報告書は会議録に掲載〕
○寺島隆太郎君登壇
〔寺島隆太郎君登壇〕
ました四国地方開発促進法案について、国土総合開発特別委員会における審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

〔議長退席、副議長着席〕

本案は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の共同提案にかかるものでありまして、その趣旨は、四国地方における資源の総合的開発を促進し、国民経済の発展に寄与せんとするもの

第十四条の二の三の次に次の一号を加える。

十五の四 四国地方の開発の促進に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

第四条第二十号の二の次に次の二号を加える。

四国地方開発促進法(昭和三十五年法律第十九号)

その要旨は、四国開発審議会を設け、内閣総理大臣が四国地方開発促進計画を作成し、右計画実施に対し、政府は、国の財政の許す範囲内において

必要資金の確保をはかり、経済企画庁長官は計画の調整をなし、また、自治

府長官は、事業実施の場合、財政再建団体等の財政計画については特に配慮し、これが実施促進上、国の負担または補助の割合についての特別措置を必要とするときは、別に法律で定めるところにいたしております。

本案は、去る三月二十四日本委員会に付託され、本日、提出者を代表して前尾繁三郎君より提案理由の説明を聴取し、審査を進めたのであります。詳細は委員会議録に譲ることといたしました。

採決の結果は、満場一致をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。なお、日本社会党及び民主社会党共に提案にかかる次のとき附帯決議を付することに決しました。

○天野公義君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○副議長(中村高一君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案を議題に促進計画を樹立し、重要事業に対する國の負担又は補助率については地方財政の実情に即するよう、必要な措置を講ずるとともに、地方開発資金の確保並びに運用に万全を期すべきである。

○副議長(中村高一君) 御異議なしといたします。

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案を認めます。

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案を認めたします。

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案を認めたします。

以上であります。

右、御報告いたします。(拍手)

昭和三十五年二月二日

内閣総理大臣 岸 信介

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律

失補償法(昭和二十八年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十二条に「政令で定める範囲のものをいう」を「第十四条第一項第一号の規定により損益計算書その他の計算書類の作成の方法について不当な経理の是正を勧告した場合においては、その勧告に従つて再計算することとしたときの当該決算期の利益とし、これらの利益の範囲は、政令で定めるものに限るものとする」に改める。

第十三条中「二分の一に相当する金額を」の下に「下らない金額を」を加える。

第十九条から第二十一条までを次のように改める。

第十九条から第二十一条まで 削除 第二十三条第一項中「(第二十条第二項において準用する場合を含む。)」を削る。

附 则

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 改正前の第二十条第二項及び第二十三条第一項の規定は、改正前の第十九条の規定による利子補給金を受けた会社については、なおその効力を有する。

3 政府は、昭和三十五年度において、昭和三十二年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの間にされた外航船舶の建造のための

融資について、第三条の規定による利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる。この場合に

おいては、第五条第二項中「予定しゆん工日」とあるのは、「予定しゆん工日(既にしゆん工した船に

ついては、しゆん工日)」とする。

4 政府は、当分の間、第二条の規定による損失を補償する旨の契約を結ばないものとする。

5 补助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条 削除

第十六条规定を次のように改める。

第六条 削除

第六条を次のように改める。

理 由

わが国海運企業の現状にかんがみ、利子補給金を支給する旨の契約に係る融資を受けた会社が利益を生じた場合の納付金の納付に關する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

が、この法律案を提出する理由である。一方、海運市況はスエズ動乱の解決後急速に低落し、海運企業の業績もとに悪化し、このまま放置しますと、今後ますます激化する国際競争において、わが国海運の健全なる発展が阻害されるのではないかと危惧されるのであります。かような現状にかんがみまして、昭和三十五年度より利子補

給金の支給を復活することとし、この復活に伴い、現行法の一部について必要な改正を行なおうとするものであります。

次に、改正案の概要を申し上げま

す。

第一点は、運輸大臣が不當な経理の是正を勧告した場合には、勧告に従つて再計算した利益の額を利子補給金相当額の納付の基準にしようとするもの

であります。

○副議長(中村高一君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長平井義一君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔平井義一君登壇〕

○平井義一君 ただいま議題となりました外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の趣旨を簡単に御説明いたします。

現行法は昭和二十八年に制定され、昭和三十一年度までこの法律に基づいて利子補給及び損失補償の契約が締結されて参ったのですが、昭和三十二年においては、スエズ動乱により国際海運が好況に恵まれ、わが国海運企業の業績も逐次改善されました。外航船舶については利子補給契約締結に必要な予算措置を講じないまま現在に立ち至つたのであります。しかしながら、一方、海運市況はスエズ動乱の

解決後急速に低落し、海運企業の業績もとに悪化し、このまま放置しますと、今後ますます激化する国際競争において、わが国海運の健全なる発展が阻害されるのではないかと危惧されるのであります。かような現状にかんがみまして、昭和三十五年度より利子補

給金の支給を復活することとし、この復活に伴い、現行法の一部について必要な改正を行なおうとするものであります。

次に、改正案の概要を申し上げま

す。

第一点は、運輸大臣が不當な経理の

是正を勧告した場合には、勧告に従つて再計算した利益の額を利子補給金相

当額の納付の基準にしようとするもの

であります。

次に、改正案の概要を申し上げま

す。

第一点は、運輸大臣が不當な経理の

是正を勧告した場合には、勧告に従つて再計算した利益の額を利子補給金相

当額の納付の基準にしようとするものであります。

第二点は、日本開發銀行に対する利子補給に関する規定を廃止するとともに、昭和三十五年度以降当分の間、損失補償契約を締結しないことにいたそ

うとするものであります。

第三点は、昭和三十二年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までに建設された外航船舶についても利子補給契約を締結しないものとします。

第四点は、昭和三十二年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までに建設された外航船舶についても利子補給契約を締結しないものとします。

第五点は、昭和三十二年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までに建設された外航船舶についても利子補給契約を締結しないものとします。

第六点は、昭和三十二年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までに建設された外航船舶についても利子補給契約を締結しないものとします。

第七点は、昭和三十二年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までに建設された外航船舶についても利子補給契約を締結しないものとします。

第八点は、昭和三十二年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までに建設された外航船舶についても利子補給契約を締結しないものとします。

第九点は、昭和三十二年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までに建設された外航船舶についても利子補給契約を締結しないものとします。

第十点は、昭和三十二年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までに建設された外航船舶についても利子補給契約を締結しないものとします。

第十一点は、昭和三十二年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までに建設された外航船舶についても利子補給契約を締結しないものとします。

第十二点は、昭和三十二年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までに建設された外航船舶についても利子補給契約を

を工事別等の区分により翌年度の歳入に繰り入れるものとする。
 (余裕金の預託)
第十九条 治水勘定において、支払 上現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

2 特定多目的ダム建設工事勘定において、工事別等の区分に応ずる支払上現金に余裕があるときは、当該区分に従つて、資金運用部に預託することができる。
 (実施規定)

第二十条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年度の予算から適用する。

2 特定多目的ダム建設工事特別会計法(昭和三十二年法律第三十六号)は、廃止する。

3 特定多目的ダム建設工事特別会計の昭和三十四年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する事項は、なお從前の例による。

4 昭和三十四年度以前の年度の一般会計の直轄治水事業若しくは直轄伊勢湾等高潮対策事業の施行又は第一条第二項第三号に規定する事業若しくは工事の管理に関する予算(昭和三十五年度に繰り越したものを含む。)に係る一般会計所屬の資産及び負債は、政令で定めるところにより、この会計の治水勘定又は特定多目的ダム建設工事

勘定に帰属するものとする。

5 特定多目的ダム建設工事特別会計の廃止の際同会計に属する資産及び負債は、政令で定めるところにより、この会計の特定多目的ダム建設工事勘定に帰属するものとする。

6 旧特定多目的ダム建設工事特別会計法第十四条第一項の規定による借入金で昭和三十四年度に係るものについて同条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、同年度において借入れをしなかつた金額があるときは、昭和三十五年度において、当該金額を限り、かつ、昭和三十四年度の多目的ダム建設工事のうち昭和三十五年度に繰り越して施行するものに係る経費の財源として必要な金額の範囲内で、特定多目的ダム建設工事勘定の負担において、工事別等の区分に従つて借入金をすることができる。

7 前項の規定による借入金、特定多目的ダム法第八条の利息並びに第五項の規定により特定多目的ダム建設工事勘定に帰属した地方債証券及び前項の昭和三十五年度に繰り越して施行する多目的ダム建設工事に係る地方債証券の償還並びに同年度の決算額及び利子は、特定多目的ダム建設工事勘定から回収される。

8 地方負担金(旧特定多目的ダム建設工事特別会計法第三条に規定する

する地方負担金をいう。以下同じ。)で昭和三十四年度以前の年度の予算により施行した多目的ダム及び償還計画表並びに地方負担金に係る債権の発生予定及び回収計画表を、昭和三十七年度分につては、工事別等の区分に従つて作成した前年度の借入金の借入及び償還計画表並びに地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表を添付するものとする。

9 第七項に規定する借入金の償還又は償還に関する事務は、大臣が行なう。

10 第七項に規定する借入金の償還金及び利子の額に相当する金額は、工事別等の区分に従つて、特定多目的ダム建設工事勘定から回収整理基金特別会計に繰り入れれるものとする。

11 第十条第二項又は第十三条第二項の規定によりこの会計の歳入歳出予定計算書等又は予算に添付すべき前年度の事業実績表又は前年度の事業計画表は、昭和三十五年度分(前前年度の事業実績表を含む。)に限り、これらの規定にかかるわらず、その添附を要しないものとする。

12 この会計の昭和三十六年度又は昭和三十七年度の歳入歳出予定計算書等又は予算には、第十一条第二項に規定する

13 この会計の昭和三十五年度の歳入歳出決定計算書又は歳入歳出決算には、第十六条第二項又は第十七条第二項に規定する書類のほか、工事別等の区分に従つて作成した地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表を添付するものとする。

14 海岸法の一部を次のように改正する。
 附則第四項以下を一項ずつ繰り下げ、附則第三項の次に次の一項を加える。

4 海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事で治水特別会計の負担において行なうものについては、第二十九条中伊勢湾等高潮対策事業及び多目的ダム建設工事等の施行並びに治水事業十箇年計画の実施に伴い、直轄治水事業、これに密接な関連のある政府の經理を一般会計と区分して明確にするため、特別会計を設置するに係る國の負担金等の交付に関する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

15 地すべり等防止法の一部を次のとおり改正する。
 附則第四項の二中「国有林野事業特別会計」の下に「又は治水特別会計」を加える。

16 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計

等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「印刷局特別会計」の下に「国債整理基金特別会計」を加え、「特定多目的ダム建設工事特別会計」を「治水特別会計」に改め第三条第八号の三中「特定多目的ダム建設工事特別会計」を「治水特別会計」に改める。

17 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のよう改訂する。

第三条第八号の三中「特定多目的ダム建設工事特別会計」を「治水特別会計」に改める。

18 治山治水緊急措置法に基づく治水事業十箇年計画の実施に伴い、直轄伊勢湾等高潮対策事業及び多目的ダム建設工事等の施行並びに治水事業十箇年計画の実施に伴い、直轄治水事業、これに密接な関連のある政府の經理を一般会計と区分して明確にするため、特別会計を設置するに係る國の負担金等の交付に関する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

19 関税定率法の一部を改正する法律案

右
 昭和三十五年一月十五日
 内閣総理大臣 岸 信介

昭和二十五年三月三十日 来議院会議録第十七号 文付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案外三案

関税定率法の一部を改正する法律

関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表中第五類の類名の次に次のように加える。

この類において「酸価」とは、油脂又は一グラムのうちに含まれる遊離脂肪酸の中和に要する苛性カリのミリグラム数をい

う。

同表中	五 一 五 — 獸脂
	一 牛脂
	二 その他

五 一 五 — 獸脂	五 分
一 牛脂	一 割
二 その他	五 分

五 分

五 分

<tbl_r cells="1" ix="1" maxcspan="1" maxrspan="1"

2 別表第二に掲げる物品で昭和三十六年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の税率は、同表に定めるところによる。

前二項に規定する物品のうち特
定の用途に供するものであること
を要件としているもので政令で定
めるものについて、これらの規定
により關稅の免除又は輕減を受け
る者は、政令で定める手續をしな
ければならない。

いて、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

(用途外使用等の承認があつた場合の関税の徴収)

第十条 前条ただし書の場合においては、同条ただし書の承認を受けた物品につき第一条から第六条ま

で、第七条第一項又は第八条第二項若しくは第二項の規定により免除又は軽減を受けた関税を、当該承認を受けた者から直ちに徴収する。この場合において、使用による減耗、変質その他のやむを得ない理由による価値の減少があつたときは、関税定率法第十条（変質又は損傷による減税）の規定に準じてその関税を軽減することがで

2 次の各号に掲げる物品につき前項前段の規定により関税を徴収する場合において、前条ただし書きの承認を受けた者が当該関税の免除又は軽減を受けた者以外の者であるとき、その他当該物品の課税価格が明らかでないときは、その徴収する関税の額は、当該各号に掲げる額とする。

別表第 関税定率法 の番号	品 名	六九五 薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品(別号に掲げるものを除く。)
一一二 動物(別号に掲げるものを除く。)のうちさる(急性灰白腫炎ワクチンの製造又は検定をする際に使用するものに限る。)	小麦	ゼン・ハイドロペーラオキシド(合成ゴムを製造する際に使用するものに限る。)
一〇五 六七一 コールタール分りゆう物から誘導した化学的生成品及びこれと同じ成分を有するものの(医薬及び別号に掲げるものを除く。)のうちジイソプロピル・ベン	(1) 四エチル鉛 (2) 放射性元素及びその化合物 (3) モリブデン・コバルト触媒又はニッケル・コバルト・クロム触媒(エ	二 その他のうち次に掲げるもの

又は財産について、前二条の違反

(罰則)

〔狂則事件の調査及び処分〕

第十五条 関税法第十一章(犯則事件の調査及び処分)の規定は、前

三条の犯則事件の調査及び処分について準用する。

附則

2 一日から施行する 関税定率法の一部を改正する法

律(昭和十九年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五項から**第二十項**までを
削り、以下十六項ずつ繰り上げ

別表甲号、別表乙号及び別表丙

3 この法律の施行前に改正前の関税法の一部を改正する法律

税定率法の一部を改正する法律の規定により関税の軽減又は免除を受けた物品については、なお従前

4 この法律の施行前にした行為及びの例による。

び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法

律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の

例による。

製造する際に使用するものに限

長は描けるものと隠ぐ

卷之三

ケル・コバルト・クロム触媒(エ)

ロの一のうちヘムロックその他のつが属のもの（厚さが二百ミリメートルをこえないものに限る。）

別表第二

別表規定率法 の番号	品 名	税 率
五・一九	炭化水素油(別号に掲げるものを除く。)	六分
六・七一	一 原油、重油及び粗油のうち製油原料として使用するもの 二 その他(動植物性油脂、石けん、アルコール等を加えたもののを含む。) 乙 その他のうち温度十五度における比重が〇・八七六一をこえず、かつ、引火点が温度百十五度をこえないもので、一般に燃料として使用するもの)	二割

チレン、ベンゼン、トルエン又はキシレンを製造するため、これらに混じてある不飽和炭化水素に水素添加をする際に使用するものに限る。）、銀触媒（エチレンを酸化して酸化エチレンを製造する際に使用するものに限る。）、シリカ・アルミナ・クロム触媒又はセリブデン・アルミニ触媒（エチレンを重合してポリエチレンを製造する際に使用するものに限る。）、クロム・アルミナ触媒（ブタン又はブチレンを脱水素してブタジエンを製造する際に使用するものに限る。）、銅・亜鉛触媒（第二ブタノールを脱水素してメチルエチルケトンを製造する際に使用するものに限る。）及びシリカ・アルミナ触媒（混合キシレンを異性化してバラキシレンを製造する際に使用するものに限る。）

(4) メンタン・ハイドロパーオキシド及び第三ドデシル・メルカプタン（タジエンとスチレン又はアクリルニトリルとを共重合させて合成功ムを製造する際に使用するものに限る。）

(5) 五酸化バナジウム

一二二一 一四〇五

鉄鋼(別号に掲げる特殊鋼を除く。)

一二二二 一四〇六

コーケスのうち石油コーケス

一六二七 一四〇七

金銭登録機、計算機その他これらに類するもの及びこれらのものの部分品

一六二八 一四〇八

二 その他のうち次に掲げるもの

(1) 計数式電子計算機（カード式又は磁気テープ式の入力機又は出入力機を使用することができるもののうち、記憶容量が一万八千字以上の磁気コア式内部記憶装置を有するものに限る。）及びこれに附屬する制御機

(2) カード式入力機、出力機、カード式出入力機、記憶機及びこれらに附属する制御機（(1)に掲げる電子計算機又はカード式の入力機若しくは出入力機を使用することができる計数式電子計算機と一組を構成するもので、これらの計算機とともに輸入するものに限る。）並びに磁気テープ式入出力機（(1)に掲げる電子計算機と一組を構成するもので、これとともに輸入するものに限る。）

一六八六 一七〇九

機械（別号に掲げるもののうち穿孔カード式統計会計機械（穿孔機、自動検孔機、電子管式分類機、製表機、照合機及び翻訳機に限る。）

木材

一 単に切り、ひき、又は削つたもの

甲 バイン、ファー、シダーその他の針葉樹
ロ その他

備考

この表において「重油」とは、炭化水素油のうち、温度十五度における比重が〇・八七六二をこえ、かつ、引火点が温度百三十度をこえないもので一般に燃料として使用するもの及び原油を蒸りゆうしてできたかま残油をいう。

別表規定率法 の番号	品 名	税 率
五・一九	炭化水素油(別号に掲げるものを除く。)	六分
六・七一	一 原油、重油及び粗油のうち製油原料として使用するもの 二 その他(動植物性油脂、石けん、アルコール等を加えたもののを含む。) 乙 その他のうち温度十五度における比重が〇・八七六一をこえず、かつ、引火点が温度百十五度をこえないもので、一般に燃料として使用するもの)	二割
六・九五	コールタール分りゆう物から誘導した化学的生成品及びこれと同じ成分を有するもの(医薬及び別号に掲げるものを除く。)のうち合成なめし剤(芳香族スルフロン酸又はその塩類の縮合物を主成分とするものに限る。)	五分
七・〇五	二 その他のうち次に掲げるもの (1) ピグメントレジンカラー用のエキスタンダ (2) 合成なめし剤(芳香族スルフロン酸又はその塩類の縮合物を主成分とするものに限る。)	二割
七・一三 一一〇一	六 建染染料 七・二三 一一〇一	一割五分
七・二三 一一〇一	染料及び顔料(別号に掲げるものを除く。)のうちピグメントレジンカラーベース 印刷用紙	五分
七・二三 一一〇一	二 その他(一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る。) 甲 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの(碎木パルプを含むもので、巻取りのものに限る。)	一割
七・二三 一一〇一	七分五厘	五分

最近における石油の輸入価格の推移等にかえりみ、これに対する現行の関税の暫定的減免制度を改め、一部免税の打切り及び軽減税率の引上げ等を行なうとともに、その他の関税の暫定的減免品目について所要の調整を行ない、その適用期間を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

ととし、このため、別途、今国会に臨時地方特別交付金に関する法律案が提出せられておるのであります。この措置に伴いまして、右の臨時地方特別交付金の交付に関する政府の經理を交付税及び譲与税配付金特別会計において行なうこととしようとするものであります。

本案につきましては、審議の結果、

事業または受託工事の施行並びに都道府県知事が施行する治水事業に対する国の負担金または補助金の交付に関する経理を行なうこととしたとしております。

以上のはか、この法律案におきましてもは、この会計の予算及び決算に関する必要な事項を定めますとともに、従来の特定多目的ダム建設工事特別会計法はこれを廃止することといたしておられます。

する事項を規定しようとするものであります。すなわち、関税の暫定的な減免制度は、従来は、昭和二十九年に制定せられました関税定率法の一部を改正する法律の附則をもつて一年限りの限時法として規定せられており、毎年、減免税率期間の更新や減免税品目の加除整理が行なわれてきたのであります。ですが、今回の品目改正の機会に、これ

○議長(中村高一君) 議長の報告を求める。大蔵委員長植木庚子郎君。

いましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決となりました。

治水勘定の歳入は、直轄治水事業及び直轄伊勢湾等高潮対策事業につき国庫が負担する部分の金額または都道府

次に、関税定率法の一部を改正する法律案について申し上げます。

に単行法をもって独立に規定しようとするものであります。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

「植木庚子郎君登壇」

○植木庚子郎君　ただいま議題となりました四法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

まず、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、別途今国会に提出せらるております治山治水緊急措置法案に定めている治水事業十ヵ年計画の実施に伴いまして、同法に規定する治水事業に関する經理を一般会計と区分し、明確にするため、新たに治水特別会計を設置しますとともに、現行の特定多目的ダム建設工事特別会計法はこれを廃止しようとするものであります。

県に対する毎日の食糧を算定していくれば、年々の繰入金、これらの直轄事業にかかる地 方負担金並びに治水関係受託工事納付金等とし、同勘定の歳出は、これらの直轄事業費、治水関係受託工事費並びに治水事業費負担金または補助金等といたしております。

改めようとするものであります。すな
わち、ラードの輸入税率は、現在、原
料ラードたると精製ラードたるとを問
わず、いずれも一〇%の従価税となっ
ておりますが、将来、ラードの輸入の
自由化を実施する場合におきまして、
現在のままでは国内の精製ラード工業
等を保護し得ないこととなりますの
で、この際、原料ラードについてはそ
の税率を二五%に引き上げますことに

業の状況や石油の輸入價格の推移等に頼み、従来の暫定減免措置を改めまして、わが国産業の実情を考慮し、昭和三十五年度に限り、製油原料については現行の輕減税率二%を六%に改めるとともに、農林漁業用のA重油及び肥料製造用の原油については免税することといたしております。

この法律案は、昭和二十四年度に実施した所得税の減税に伴う道府県民税及び市町村民税の減収が地方公共団体に及ぼす影響を考慮しますとともに、あわせてその財政の健全化に資します。ため、当分の間、毎年度、当該年度における所得税、法人税及び酒税の收入を見込み額のそれぞれ百分の〇・三に相当する金額の合算額を臨時地方特別交付金として地方公共団体に交付すること

以下、その内容について簡単に説明申し上げます。

第一に、この会計におきましては、建設大臣が施行する河川、砂防または地すべり防止工事にかかる直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に関する経理を行なうことを中心とする目的としており、あわせて、これらの事業または工事に関連のある直轄伊勢湾等高潮対策

するための一層の信託の発展と並んで、方負担金及びダム使用権設定予定期の負担金並びに多目的ダム関係受託工事納付金等とし、同勘定の歳出は、多目的ダム建設工事費並びに多目的ダム開発係受託工事費等いたしますとともに、これら歳入及び歳出並びに資産及び負債は、これを工事別等の区分に従つて整理することいたしております。

に、精製ラードについてはその税率を従価一五%相当の従量税率、すなわち、一キログラム当たり十五円に引き上げようとするものであります。

最後に、関税暫定措置法案について申し上げます。

この法律案は、関税定率法及び関税法の特例法として、特定の物品に対する關稅の暫定的な軽減または免除に關する

第三に、ニッケル・コバルト・クロム触媒及びシリカ・アルミナ触媒につきましては石油化学工業の発展のため、五酸化バナジウムにつきましては税措置を打ち切ることとしております。

特殊鋼産業の発展のため、また、小児麻痺用ワクチン製造用のサルにつきましては国民保健の向上のため、いずれも昭和三十五年度に限り関税を免除することとしております。

第四に、以上申し述べました物品以外の物品で、從来関税の暫定的な減免制度を適用せられてきたものにつきましては、最近の経済状況等にかんがみまして、なおその減免税措置を継続することとし、原子力関係の物品及び航空機関係の物品につきましては三ヵ年、それ以外の物品につきましては一ヵ年を限り、さらに減免税の期間を延長することとしております。

最後に、関税の暫定的な減免制度の適用を受けた物品のうち、特定の用途に供することを条件としているものにつきましては、あらかじめ承認を受けた場合のほか、その用途外使用を禁止し、これに違反した者には罰則を適用することとしております。

右の兩法律案につきましては、審議の結果、本三十日、質疑を終了し、採決を行なしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決となりました。以上、御報告申上げます。

○副議長(中村高一君) これより採決に入ります。
まず、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

○副議長(中村高一君) これより採決に入ります。
まず、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(中村高一君) 起立 多数。

よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、治水特別会計法案につき採決いたします。

○副議長(中村高一君) 起立 多数。

よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、治水特別会計法案につき採決いたします。

○副議長(中村高一君) 起立 多数。

よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(中村高一君) 起立 多数。

よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案（議院運営委員長提出）

・を改正する規程案（議院運営委員長提出）

○天野公義君 議案上程に関する緊急

動議を提出いたします。

すなわち、議院運営委員長提出、裁

判官弾劾法の一部を改正する法律案、衆議院事務局職員定員規程の一部を改

正する規程案、衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案は、委員

会の審査を省略してこの際これを上程

し、その審議を進められることを望みます。

事務局の職員の定員は、委員長を得てこれを定める。

第十八条第二項中「八人及び」を削り、同条同項の次に次の一項を加えます。

事務局の職員の定員は、裁判長を得てこれを定める。

第十八条第二項中「八人及び」を削り、同条同項の次に次の一項を加えます。

裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第百三十七号）の一部を次のよう

に改正する。

第七条第二項中「八人及び」を削り、同条同項の次に次の一項を加えます。

四百七十四人に改める。

附 則

この規程は、昭和三十五年四月一日から施行する。ただし、改正後の

衆議院事務局職員定員規程第一条の規定にかかわらず、同条に規定する

定員は、同年六月三十日までの間は千四百五十四人とし、同年七月一日から同年九月三十日までの間は千四百六十一人とする。

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程

第三十三年三月二十八日議決の一部を次のように改正する。

三十三年三月二十八日議決の一部を次のように改正する。

附 則
この規程は、昭和三十五年七月一日から施行する。

○副議長(中村高一君) 提出者の趣旨弁明を許します。議院運営委員会理事三和精一君。

〔三和精一君登壇〕

○三和精一君 ただいま議題となりました裁判官弾劾法の一部を改正する法律案、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案及び衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案の三案について、提案の趣旨を御説明申し上げます。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨を御説明申し上げます。正案は、四月一日から衛視二十人、及び、七月一日から議員宿舎の要員七人、また、十月一日から議長公邸等の要員十三人を増加するに必要な改正案であります。裁判官弾劾法第七条第二項及び第十八条第二項に「事務局に参事八人及びその他の職員を置く。」と規定されています。一方、衆參兩議院事務局、同法制定局及び国立国会図書館においては、昭和三十四年十月一日以後、職員の名稱の参事と参事補の区別を廃止して参事に統一されており、また、これらの職員の定員は、いずれもおのおの定員規程をもつて定められているのであります。従いまして、本法律案は、裁判官弾劾裁判所事務局及び裁判官訴追委

員会事務局の参事の定員を法律中に規定することとし、訴追委員長または裁判長が両議院の議院運営委員会の承認を得て定めることとした次第であります。

次に、両規程案について御説明申し上げます。

衆議院事務局職員定員規程の一部改正案は、四月一日から衛視二十人、及び、七月一日から議員宿舎の要員七人、また、十月一日から議長公邸等の要員十三人を増加するに必要な改正案であります。裁判官弾劾法第七条第二項及び第十八条第二項に「事務局に参事八人及びその他の職員を置く。」と規定されています。一方、衆參兩議院事務局、同法制定局及び国立国会図書館においては、昭和三十四年十月一日以後、職員の名稱の参事と参事補の区別を廃止して参事に統一されており、また、これらの職員の定員は、いずれもおのおの定員規程をもつて定められているのであります。従いまして、本法律案は、裁判官弾劾裁判所事務局及び裁判官訴追委

○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。よつて、三案とも可決いたしました。

○北陸地方開発促進に関する決議案認可提出いたします。

(田中角榮君外二十名提出)
(委員会審査省略要求案)

○天野公義君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、田中角榮君外二十名提

出、北陸地方開発促進に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(中村高一君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

認めます。

○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。

右法律案及び両規程案は、いずれも

本日の議院運営委員会において全会一致をもつて起草提出いたしたものでござります。

わが国経済は、近時著しい伸長発展を遂げつつあるが、反面、これらは、必ずしも助長していることと、産業活動は、おおむね大都市を中心とする先進地域に集中して、後進地域との格差を増大し、経済

ならず、広くわが国経済の発展に寄与するところを認めます。政府は、すみやかに国土総合開発の一環として、本地方における長期的開発計画を確立し、これに伴う必要適切な手段の措置を講じ、もつて施策の万全を期すべきである。

低開発地域との格差を増大し、経済の跛行性をますます助長していることは、国民経済の均衡ある安定的発展上、まことに遺憾とするところであります。

ことに、北陸地方は、積雪寒冷地帯等の自然的悪条件に加えて、從来の積極的施策に乏しく、ために産業経済ははなはだしく立ち遅れを余儀なくせられ、住民所得、地場資本、地方財政力等いずれも全国的に劣る状況であります。

帶等の自然的悪条件に加えて、從来

の積極的施策に乏しく、ために産業経済ははなはだしく立ち遅れを余儀なくせられ、住民所得、地場資本、地方財政力等いずれも全国的に劣る状況であります。

低開発地域との格差を増大し、経済の跛行性をますます助長していることと、産業活動は、おおむね大都市を中心とする先進地域に集中して、後進

地域との格差を増大し、経済

の跛行性をますます助長していることと、産業活動は、おおむね大都市を中心とする先進地域に集中して、後進

地域との格差を増大し、経済

展上、まことに遺憾とするところである。

ことに、北陸地方は、積雪寒冷地帶等の自然的悪条件に加えて、從来

國の積極的施策に乏しく、ために産業経済ははなはだしく立ち遅れを余儀なくせられ、住民所得、地場資本、地方財政力等いずれも全國的水準を下まわり、經濟の悪循環による本地方の低位後進性は、ますます顕著の度を加え、旧態依然として、いわゆる「裏日本の宿命を脱却し得ない実情である。

しかしながら他面、本地方は、阪神、京浜及び中京の三大商業地帯と密接につながり、各種資源の供給源として重要な地位を占め、かつ、日本海を中心とする対岸貿易の拠点的役割を以て、更にまた、幾多の観光資源に恵まれる等多大の開發効果を期待し得るものがある。

設の整備拡充、災害の防除等経済基盤の培養強化と産業構造の高度化を図り、総合的地域開発を強力に推進するにおいては、ひとり本地方の民衆の向上、福祉の増進に資するのみならず、広くわが國經濟の發展に寄与するところをわめて大なるものがると確信するものである。

よつて、政府は、すみやかに国土総合開発の一環として、本地方における長期的開発計画を確立し、これ

に伴う必要適切な特段の措置を講じ、もつて施策の万全を期すべきである。

右決議する。

そもそも、わが國經濟の趨向を大観いたしまするに、その成長率は年を追うて上昇の一途をたどり、近來きわめて順調な伸張を遂げつあることは、諸君とともにまことに御同慶にたえないとこであります。その反面におきましては、これらの産業活動が概して大都市中心に集中をいたしまして、地方低開発地域との經濟格差を増大し、国民所得の不均衡、地方財政力の懸隔等、著しい地域的アンバランスを助長いたしておりますことは、經濟の均整ある安定的發展上、まことに好ましからざる事態であると思うのあります。

日本海を中心とする対岸貿易の拠点的役割を以て、更にまた、幾多の観光資源に恵まれる等多大の開發効果を期待し得るものがある。

しかしながら他面、本地方は、阪神、京浜及び中京の三大商業地帯と密接につながり、各種資源の供給源として重要な地位を占め、かつ、日本海を中心とする対岸貿易の拠点的役割を以て、更にまた、幾多の観光資源に恵まれる等多大の開發効果を期待し得るものがある。

したましめた所得倍増を目指すとする長期経済計画の円滑適正なる実施・推進を期するためには、特に、これらの地域に立つて経済施策を確立し、いわゆる開発の跛行性を打破して、全國的視野に立つて経済改善を行なうことが刻々喫緊の急務であると思ひます。

翻つて、北陸地方の実情を見まするに、本土の中部に位して、阪神、京浜、中京等の先進商業地帯と地域的につながりながら、常に日陰に取り残され、いわゆる裏日本の宿命にあえいでいるのです。すなはち、まず産業構造について見ましても、第一次

このような特殊性にかんがみましまして、この際、本地方の総合的地域開発に固期的方策を立て、強力にこれを推進いたしましたならば、二百八十万住民の生活の向上、福祉の増進はもとより、広く國家經濟の大局的見地においても貢献するところをきわめて大なるものがあると思われるのあります。

叙述のこととき趣旨をもつて、政府は

べきものぞしくことに、積雪寒冷地帶等の自然的悪条件のもとに置かれて、

余額に対し八万三千円、実に二千円の低額を示し、地場資本は先進地に流出して蓄積に乏しく、従つて地方財政

力においても、その自主財源の占める割合は、全国平均四一%

に比し四六%を占め、近代産業の見るべきものぞしくことに、積雪寒冷地帶

に固期的方策を立て、強力にこれを推進せられて参つたと申しても過言では

ないのあります。すなはち、人口は

対全国比三・〇七%を占めておりなが

ら、工業生産額はわずか一・五三%の

三千五百八十五億円にとどまり、はる

かに人口の対全国比の率を下回っています。

しかも、從来、本地方に対する国の積極的施策が立ちおくれておりましたた

に三〇%にすぎない実情であります。

しかし、從来、本地方に対する国の積極的施策が立ちおくれておりましたた

に三〇%にすぎない実情であります。

しかも、從来、本地方に対する国の積極的施策が立ちおくれておりましたた

に三〇%にすぎない実情であります。

しかも、從来、本地方に対する国の積極的施策が立ちおくれておりましたた

に三〇%にすぎない実情であります。

しかも、從来、本地方に対する国の積極的施策が立ちおくれておりましたた

に三〇%にすぎない実情であります。

しかも、從来、本地方に対する国の積極的施策が立ちおくれておりましたた

に三〇%にすぎない実情であります。

しかも、從来、本地方に対する国の積極的施策が立ちおくれおりましたた

に三〇%にすぎない実情であります。

しかも、從来、本地方に対する国の積極的施策が立ちおくれおりましたた

に三〇%にすぎない実情であります。

しかも、從来、本地方に対する国の積極的施策が立ちおくれおりましたた

に三〇%にすぎない実情であります。

しかも、從来、本地方に対する国の積極的施策が立ちおくれおりましたた

に三〇%にすぎない実情であります。

北陸地方は、積雪寒冷地帯としての自然的悪条件も加わって、裏日本の名

称のもとに、積極的施策も乏しく、放

棄せられて参つたと申しても過言では

ないのあります。すなはち、人口は

対全国比三・〇七%を占めておりなが

ら、工業生産額はわずか一・五三%の

三千五百八十五億円にとどまり、はる

かに人口の対全国比の率を下回っています。

しかも、從来、本地方に対する国の積極的施策が立ちおくれおりましたた

に三〇%にすぎない実情であります。

北陸地方は、積雪寒冷地帯としての自然的悪条件も加わって、裏日本の名

称のもとに、積極的施策も乏しく、放

棄せられて参つたと申しても過言では

ないのあります。すなはち、人口は

対全国比三・〇七%を占めておりなが

ら、工業生産額はわずか一・五三%の

三千五百八十五億円にとどまり、はる

かに人口の対全国比の率を下回っています。

しかも、從来、本地方に対する国の積極的施策が立ちおくれおりましたた

に三〇%にすぎない実情であります。

内閣委員	柳田 秀一君	山中 吾郎君
中村 時雄君		
法務委員		
河野 正君	井伊 誠一君	
外務委員		
大蔵委員		
河野 孝子君	岩本 信行君	
福永 一臣君		
文教委員		
池田正之輔君	加藤謙五郎君	
谷川 和穂君	濱野 清音君	
社会労働委員		
濱野 清音君	秋田 大助君	
鷗田 宗一君	戸叶 里子君	
藏内 修治君	河野 孝子君	
加藤謙五郎君	河野 正君	
予算委員		
大四 正道君	受田 新吉君	
(議案提出)		
一、昨二十九日議員から提出した議案は次の通りである。		
けい肺及び外傷性せき臓障害の療養等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(滝井義高君外十三名提出)		
北陸地方開発促進に関する決議案(田中角榮君外十名提出)		
一、今三十日委員長から提出した議案は次の通りである。		

裁判官彈劾法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)	衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)
衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)	衆議院会審査省略要求書受領
一、昨二十九日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。	一、昨二十九日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
北陸地方開発促進に関する決議案	北陸地方開発促進に関する決議案
	田中角榮君外二十名

(議案付託)	（議案付託）
一、昨二十九日委員会に付託された議案は次の通りである。	一、昨二十九日委員会に付託された議案は次の通りである。
本院議員提出案を参議院に送付した。	一、昨二十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
（じん肺法案）	（じん肺法案）
（農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案）	（農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案）
（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案）	（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案）
（本院議員提出案を参議院に送付した。）	（本院議員提出案を参議院に送付した。）
（議案通知）	（議案通知）
（条約通知）	（条約通知）
（条約送付）	（条約送付）
一、昨二十九日参議院に送付した条約は次の通りである。	一、昨二十九日参議院に送付した条約は次の通りである。
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件	所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件
（議案通知）	（議案通知）
（議案提出）	（議案提出）
一、昨二十九日議員から提出した議案は次の通りである。	一、昨二十九日議員から提出した議案は次の通りである。
けい肺及び外傷性せき臓障害の療養等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(滝井義高君外十三名提出)	けい肺及び外傷性せき臓障害の療養等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(滝井義高君外十三名提出)
（議案送付）	（議案送付）
一、昨二十九日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。	一、昨二十九日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
地方税の一部を改正する法律案	地方税の一部を改正する法律案